

## 高齢者虐待防止に関する指針

### 1. 法人施設・事業所における虐待防止に関する基本的考え方

本法人及び事業所は、利用者及び入所者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切なケアを行わないこととする。高齢者虐待防止のための取り組みは、利用者及び入所者の人権を守るための取り組みであることを理解し、利用者及び入所者に対する虐待発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、全ての職員がこれらを認識し本指針を遵守して、高齢者福祉の増進に努めるものとする。

#### 【虐待の定義】

虐待とは、職員等から利用者及び入所者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

##### (1) 身体的虐待

利用者及び入所者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者及び入所者の身体を拘束すること。

##### (2) 性的虐待

利用者及び入所者にわいせつな行為をすること、又は利用者及び入所者にわいせつな行為をさせること。

##### (3) 心理的虐待

利用者及び入所者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

##### (4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者及び入所者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者及び入所者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

##### (5) 経済的虐待

利用者及び入所者の財産を不当に処分すること、利用者及び入所者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2. 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止検討委員会、及び虐待防止検討事業所委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

#### (1) 虐待防止検討委員会

- ① 委員会の委員長は、毎年度、委員の中から選出する。
- ② 委員会の委員は、施設長・管理者又は施設長・管理者が適当と認めた者とし、各事業所1名を選出する。
- ③ 各虐待防止検討委員は、自身の管轄する介護保険事業所において、虐待防止検討事業所委員会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止検討事業所委員会を開催する。
- ④ 委員会は年、2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、虐待が発生した場合、委員が委員会を招集することができる。
- ⑤ 必要に応じて本法人取締役を委員に招聘し、助言などを得ることとする。
- ⑥ 委員会の審議事項
  - ・虐待防止検討委員会及び、虐待防止検討事業所委員会又はその他施設などの組織に関すること
  - ・虐待の防止の為の指針の整備に関すること
  - ・虐待防止の為の職員の研修の開催、内容に関すること
  - ・虐待等について、職員が相談、報告できる体制の整備に関すること
  - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ・虐待などが発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### (2) 虐待防止検討事業所委員会

- ① 委員長は、施設長・管理者又は、施設長・管理者が適当と認めた者とし虐待防止委員会の委員と兼務する。
- ② 委員会の委員は、事業所の規模に応じて委員長が決定する。
- ③ 各事業所において、事業所委員会委員の責務、役割を明確にし、事業所ごとの虐待防止事業所委員会名簿を毎年度初めに作成するものとする。
- ④ 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- ⑤ 委員会では、虐待防止委員会で審議された内容を周知するとともに、虐待防止対策が適正に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

### 3. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

#### (1) 法人の責務

高齢者福祉に携わる立場として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。また、虐待を未然に予防すること、早期に気付き発見するための教育体制を整備するとともに、その仕組みを検証しながら高めていく。

## (2) 施設長及び管理者の責務

- ① 施設長及び管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止の為の研修の実施の協力、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。
- ② 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合は、家族に誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景などの調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとする。
- ③ 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合は、虐待防止委員会で承認された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族及び市町村に報告する。

《 飯田市長寿支援課 電話番号 0265-22-4511 》

## (3) 職員の責務

職員等は利用者及び入所者の人権の尊重、人権を擁護することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

- ① 常に利用者及び入所者の人格や権利を尊重すること。
- ② 職員等は利用者及び入所者にとって支援者であることを自覚し、利用者及び入所者の立場に立った言動を心掛けること。
- ③ 虐待に関する受け止め方には、利用者及び入所者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること。
- ④ 利用者及び入所者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することが出来ない場合もあることを認識すること。
- ⑤ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと。
- ⑥ 虐待（疑い）を受けている利用者及び入所者について見聞きした場合は、利用者及び入所者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ⑦ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

## 4. 虐待の防止の為の職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止の為の研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容などの知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図ることのできる内容とする。
- (2) 研修は、各事業所の運営規定に定めた回数以上を行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

## 5. 虐待の早期発見

- (1) 虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、不適切な

ケアを黙認せず、それに係る確認や責任者への報告を行う。

- (2) 虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から利用者、家族、職員間のコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める。

## 6. 虐待が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待若しくは虐待と疑われる事案を発見した場合には、利用者及び入所者の安全・安心の確保を最優先し、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 事業所責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を虐待防止検討事業所委員会等にて事業所として検討する。
- (3) 事業所責任者は虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を事業所責任者に指示する。
- (5) 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待について市町村の調査が行われる場合は、事業所責任者が対応する。

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者及び入所者の権利擁護が図られるよう親族及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し、必要に応じて成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 各事業所は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情解決第三者委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。
- (2) 対応手順については各事業所の苦情対応マニュアル等に従い対応する。

## 9. 利用者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

## 10. その他の虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 6に定める研修の他、関係機関により提供される虐待防止に関する研修会等に積極的に参加し、利用者及び入所者などの権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。
- (2) 職員の自己チェックを定期的実施するなど自身の振り返りの機会を持ち、1人ひとりの介護の質の向上に努める。
- (3) 介護者や他機関での虐待若しくは虐待と思われる事案を発見した場合には、家族や他機

関、市町村や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へ報告をし、対応を検討する。

《施設・事業所》

- ・ デイサービスセンターたまゆら
- ・ ショートステイたまゆら
- ・ 介護付き有料老人ホームたまゆら
- ・ デイサービスセンターたまゆらの丘
- ・ ハッピーハウス たまゆら
- ・ デイサービスセンター杜のおんがっかい
- ・ グループホームたまゆら
- ・ グループホーム切石
- ・ グループホーム下瀬
- ・ 居宅介護支援事業所たまゆら
- ・ 飯田サポートホームたかは
- ・ 飯田サポートホームはば
- ・ 飯田サポートヘルパーステーション
- ・ 居宅介護支援 飯田サポート

附則

本指針は令和4年 4月1日より施行する。

改正 令和5年11月1日 付け

改正 令和6年 9月1日 付け

# 身体拘束廃止に関する指針

株式会社 たまゆら

社会福祉法人 アムノスの会

## 1. 身体拘束等の適正化に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をする事が原則です。しかしながら、以下の三つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記三つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢を持ちます。

## 2. 身体拘束等の適正化に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) 止むを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行います。

又、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全を確保する場合は、会議にて検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準じる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

## 3. 身体拘束等の適正化に向けた体制

### (1) 身体拘束等の適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束等の適正化に向けて身体拘束等の適正化委員会を設置します。

#### ① 設置目的

- イ) 施設内での身体拘束等の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ロ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ハ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- 二) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ② 身体拘束等の適正化委員会の構成員

- ・管理者
- ・介護支援専門員
- ・介護職員
- ・運営推進会議メンバー

#### ③ 身体拘束等の適正化委員会の開催

- ・3ヶ月に1回開催します。
- ・必要時は随時開催します。

## 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければいけない場合は、以下の手順に従って実施します。



### ① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等の適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や束縛をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

### ② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・束縛時間・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られる様に努めます。

又、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

### ③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を2週間ごとに検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局の監査が行われる際に提示できるようにします。

④③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象になる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しない様に、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- (2) 転落しない様に、ベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- (3) 自分で降りられない様に、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かない様に、四肢を紐等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かない様に、又は皮膚を掻き毟らない様に、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上ったりしない様に、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルを付ける
- (7) 立ち上る能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離

## 5・身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(管理者) 総括管理

(介護支援専門員)

身体拘束等の適正化に向けた職員教育

医療機関、家族との連絡調整

家族の意向に添ったケアの確立

施設のハード、ソフト面の充実

チームケアの確立

記録の整備

(介護職員)

拘束がもたらす弊害を正確に認識する

利用者の尊厳を理解する

利用者の疾病、傷害等による行動性の理解

利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

利用者とのコミュニケーションを十分にとる

記録は正確かつ丁寧に記録する

## 6．身体拘束等の適正化・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育をおこないます。

- ① 定期的な教育・研修の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## 7．適用年月日

この指針は、令和1年12月1日から施工する。